

記

、其後、至過五記、通

八全通

(1) 労働者側

A 依然結束華園ニシテ罷業ヲ継続シ、アリ

B 十四日労働藝術家聯盟ヨリ文藝戦線百冊ノ寄贈

ヲ受ケテ行商ヲ為シツ、アリ

(2) 事業主側

A 事業主側ニテハ労働者側ノ相違セル積荷ノ取扱

ニ苦慮シ後述ノ通種々折衝シタルカ遂ニ決裂シ

タル為メ十二日午前九時頃解散回藩業組合幹事長

馬場伊之助冲仲仕、志雄等ハ回藩業干渉者共

五名ト共ニ汽船三隻ニ分乘シ争議因本部ニ赴キ
貨物ノ引渡ヲ迫リシ又争議因負ハ頑強ニ之ヲ拒
ミ形勢悪化シタリタルカ警戒中ノ水上警察署員
ニ拒テ注意ヲ與ヘタル結果更ニ争議間ニテ折衝
スルコト、ナリ馬場等ハ引揚ケタリ

B 事業主側ニテハ殘留者ニテ營業ヲ継続シ罷業ノ
為何等痛痒シ感セズ態度強硬ニシテ積載荷物サ
ヘ引取ヲハ争議ハ其任放任スル模様ナリシ又争
議因側ニテ相當誠意アル態度ニ出ラタル為事業
主ニ態度ヲ改メ根柢的精神ニテ交渉スル模様ナリ

(3) 交渉状況

A 十一日午前十時ヨリ本社ニ於テ事業主側小林常